

**なごみグループ(税理士・社労士)**

〒540-0012 大阪市中央区谷町 3-4-5 ・6F  
Tel 06-6944-4117 Fax 06-6944-4118  
〒141-0021 東京都品川区上大崎 3-14-12・5F  
Tel 03-6231-7050 Fax 03-6231-7051

**バグゼス株式会社**

〒540-0012 大阪市中央区谷町 3-4-5・6F  
Tel 06-6945-5750 Fax 06-6945-5760

August, 2007

なごみ便り

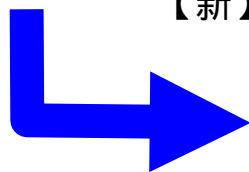
[www.101dog.co.jp](http://www.101dog.co.jp)

## 雇用保険（失業保険）の受給要件がかわります

これまでの週所定労働時間による被保険者区分（短時間労働者以外の一般被保険者 / 短時間被保険者）をなくし、雇用保険の基本手当の受給資格要件が一本化されます。  
原則として、平成 19 年 10 月 1 日以降に離職された方が対象となります。

**【旧】**

- ・ 短時間労働者以外の一般被保険者  
6 ヶ月（各月 14 日以上 1）
- ・ 短時間労働被保険者（週所定労働時間 20～30 時間）  
12 ヶ月（各月 11 日以上）



**【新】**

雇用保険の基本手当を受給するためには、週所定労働時間の長短にかかわらず、原則、**12 ヶ月（各月 11 日以上）**の被保険者期間が必要。  
倒産・解雇等により離職された方は、**6 ヶ月（各月 11 日以上）**が必要。

1 日数は賃金支払基礎日数となります。

## 9 月分から厚生年金保険料が改定されます

平成 19 年 9 月分（同年 10 月納付分）から平成 20 年 8 月分（同年 9 月納付分）までの保険料率は次のように改定されます。

一般被保険者の方 (厚生年金基金加入員は除く)	現行	平成 19 年 9 月から平成 20 年 8 月
	14.642%	<b>14.996%</b>

各従業員の方の保険料については、保険料額表をご覧ください。

保険料翌月徴収と当月徴収の注意(会社の方針になります)

< 会社保険徴収区分について >

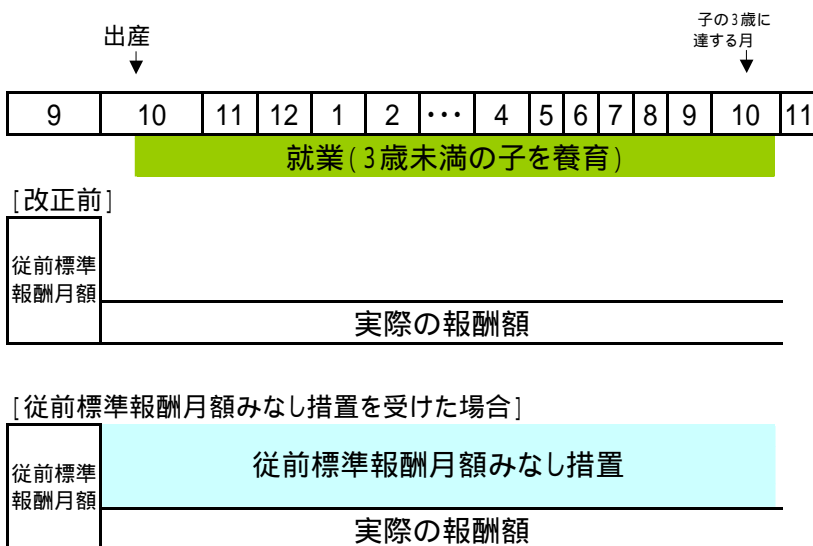
当月徴収・・・9 月分（10 月納付期限）の社会保険料を、9 月に支給される給与から控除している場合  
翌月徴収・・・9 月分（10 月納付期限）の社会保険料を、10 月に支給される給与から控除している場合  
(通常はこちらになります)

## 3歳未満の子を養育する方に特別措置があります

育児のために短時間勤務にしたり、残業をしないようにしたりすると、以前より賃金額が少なくなります。（不景気等により会社が賃金額を下げることもOK）すると、標準報酬月額も低下することがあります。標準報酬月額が低下するということは、将来もらう年金額が少なくなることを意味します。しかし、改正で、被保険者が申出れば、将来もらう年金額が少なくなることを防ぐことができる特例措置が設けられました。

3歳未満の子を養育する被保険者が申出をし、この手続きをすると、保険料は実際の低下した標準報酬月額に基づき決定されますが、年金額の計算にあたっては、子の養育開始前の高い標準報酬月額とみなす措置を取ってもらえます。基準とする従前の標準報酬月額は、原則として、子の養育を開始した日の前月のものです。しかし、子の養育を開始した日の前月が、厚生年金の被保険者でなかった場合は、その月以前1年以内の被保険者であった月のうち直近の月の標準報酬月額により特例措置を受けることになります。

（男性従業員が申出た場合）



### ポイント

- ・ 賞与にかかる保険料については、この特例措置は適用されません。
- ・ 被保険者の妻(夫)が専業主婦(主夫)として育児を行っているような場合でも、被保険者に子を養育している事実があれば対象となります。
- ・ 共働き世帯の場合には、被保険者である夫婦が共に養育しているという事実があれば、2人とも特例措置を受けることができます。
- ・ 申出は、原則として子の出生時に行います。
- ・ 産後休業から育児休業等（保険料免除期間）を経る女性の被保険者の場合は、出生時と育児休業等終了時に届出を行う必要があります。

## 賞与配分シミュレーション

賞与の算出方法でお困りではありませんか？

当事務所では、賞与の原資を10項目の考課（能率配分）や前年度賞与、または給与などを基準にした定率配分により、賞与額をシミュレーションするサービスを提供しております。考課項目はお客様に合わせて自由に設定することができます。この夏の賞与算出でご苦労なされた方、一度お試しになりませんか？

詳しい内容につきましては、当事務所職員までお問い合わせください。（文章担当：大畑）

～ 経営者の皆様へ～

毎週金曜日、無料相談を実施しております！！

「会社を創ろう！」・「脱サラして独立しよう！」とお考えの方をご紹介下さい。当事務所では、そのような方々の為に、“司法書士との提携”、“創業支援パック”といった低価格サービスをご用意しております。つきましては、事前にご予約下さいますよう、よろしくお願い致します。（06-6944-4117まで）